第2期流山市成年後見制度利用促進基本計画(素案)に係るパブリックコメント実施要領

1　件名

第2期流山市成年後見制度利用促進基本計画(素案)についての意見の募集

2　目的

この要領は、第2期流山市成年後見制度利用促進基本計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3　趣旨

成年後見制度は認知症や知的障害、その他精神上の障害等により判断能力が不十分な方に、財産管理や契約等の手続きに関して、その方を支援する成年後見人等を選任することにより、本人の権利を擁護し、支援する制度です。令和8年度の民法改正により、大幅な制度の見直しがなされたことや高齢者人口の増加、知的障害者、精神障害者を取り巻く課題の複雑化、多様化に伴い、成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。このことから成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、本計画を策定し、流山市における成年後見制度を中心とした権利擁護支援の計画的な推進を図ります。

令和6年3月に策定した流山市成年後見制度利用促進基本計画の計画期間が令和9年3月で終了することから、令和9年度から令和13年度までの5か年を計画期間として策定します。

4　計画の概要

第2期成年後見制度利用促進基本計画の目標である「生涯、一人ひとりの意思や権利が尊重され安心して暮らせるまちの実現」を目指し、相談支援機関の整理や機能強化、市民や本人の支援者に対する効果的な普及啓発の方法、市民が制度をより利用しやすくなるための方策等の成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の体制整備に向けた検討事項やその方向性を記載しています。

5　計画案

別紙のとおり

6　計画(案)の公表方法

(1)閲覧場所

市役所(高齢者支援課、障害者支援課、福祉政策課、情報公開コーナー)、各出張

所、各公民館、おおたかの森センター、各図書館、各福祉会館、各高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、生涯学習センター（流山エルズ）、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部、各障害者相談支援事業委託事業所、流山市成年後見推進センター、障害者就労支援センター、流山市くらしサポートセンターユーネット、よりそいサポートセンター
（2）市ホームページ
トップページ＞市政情報＞市への意見・提案＞パブリックコメント手続

7　意見を提出できる方
（1）市内に住所を有する者
（2）市内に事務所又は事業所を有する者
（3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
（4）市内に存する学校に在学する者

8　意見の募集期間
令和8年11月20日（金）～令和8年12月21日（月）【必着】

9　意見の提出方法
（1）別紙様式（任意の様式も可）に、住所、氏名、電話番号を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を御持参ください。
（2）市ホームページ記載の外部リンクより「ちば電子申請サービス」へログインし、必要事項入力のうえ、ご提出ください。

10　その他
（1）ご提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。
（2）電話、口頭などによる「9　意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予めご了承ください。

11　問い合わせ先及び提出先
〒270－0192　流山市平和台1－1－1
流山市役所　健康福祉部　高齢者支援課
電話　04(7150)6080　FAX　04(7159)5055
電子メール　koureishien@city.nagareyama.chiba.jp